

「信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案」に対して
いただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

NO	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>Ⅱ－１－３－２（２）①について</p> <p>保証協会を利用している中小企業の中で、相応の規模の企業は複数の金融機関と取引している場合が多くあります。各金融機関と保証協会が個別に情報を収集分析するとなると、必ずしも判断が一致しません。情報が不一致となると各機関間で調整を図る必要が生じますが、それぞれの情報を検証する第三者機関の存在がなく、調整作業に相当の労力を要することとなります。警察と金融機関との情報共有に際して保証協会にも同質の情報が提供されるシステムの構築を希望いたします。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
2	<p>Ⅱ－１－３－２（５）③について</p> <p>事後検証の実施局面においても保証協会が独自に情報を収集分析した場合、金融機関と情報の不一致が生じる可能性が想定されます。警察等からの情報提供の一元化を希望いたします。</p> <p>また、金融機関等においては「預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の積極的な活用を検討するとともに、当該制度の対象とならないグループ内の会社等においては株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等」と解消に向けた方策が用意されていますが、保証協会においては特段そのような方策が用意されておりません。保証協会においても金融機関等と同様に当該ケースに該当する場合には同制度を利用できる仕組みを構築いただけると幸甚です。</p> <p>さらに、現在、金融機関と保証協会との間で、反社会的勢力に対する融資金について「錯誤無効」を理由として複数の訴訟が展開されているところです。今回の監督指針の見直しにより、保証協会は求償権を取得する前提のように読めてしまいますが、現段階における御庁の見解をご教示下さい。</p>	<p>信用保証協会の求償権に関連して御指摘の箇所は、「事後検証の実施等により、取引開始後に保証委託者等が反社会的勢力であると判明した」場合全てにおいて、信用保証協会が代位弁済し求償権を取得することを前提とした記載ではなく、あくまでも個別取引の事情に応じて信用保証協会が求償権を取得した場合の対応に係る着眼点を示したものです。</p> <p>御意見等に係る点については、貴重な御意見として承ります。</p>

	<p>また、御庁のご指導により、反社会的勢力と判明した時点での金融機関と協会との責任分担について指針等を定めていただければ、法廷闘争を行わずに結論が出て迅速に債権回収が図られますので、そのような指針のご検討を是非お願いしたいと考えます。</p>	
3	<p>Ⅱ-1-3-2 (2) ②及び Ⅱ-1-3-2 (4) について</p> <p>信用保証協会による警察庁データベースへの接続を期待するとともに、これが実現するまでの間は、以下のとおり、継続的な取組姿勢を監督いただくような指針に変更していただきたい。</p> <p>Ⅱ-1-3-2 (2) ②4 行目の「体制となっているか。」について、「体制整備に努めているか。」もしくは「体制整備に取り組んでいるか。」への変更</p> <p>Ⅱ-1-3-2 (4) 2 行目の「態勢が整備されているか。」について、「態勢整備に努めているか。」もしくは「態勢整備に取り組んでいるか。」への変更</p> <p>・理由</p> <p>反社会的勢力との関係遮断は、金融機関のみならず資金調達に携わる関係機関が一丸となり取組むことで、より一層の効果が発揮されますので、警察庁が有している反社会的勢力のデータベースを信用保証協会が共有できるようなシステム構築が最も有効だと思われます。このように、現状では信用保証協会の警察庁との連携体制及び反社会的勢力との関係遮断体制が完全に整備されているとは言い難く、その一方で、データベース構築には信用保証協会、監督官庁、警察庁等の協議が必要であり、一朝一夕に実現するものではありません。したがって、意見のとおりにデータベースの接続を期待するとともに、その間の監督指針については、態勢整備の完了を監督いただくのではなく、整備への取り組み姿勢を監督いただくよう変更を希望するものです。</p>	<p>御指摘の信用保証協会に対する監督については、警察庁データベースとの接続のみをもって、「反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制」や「適切な事後検証を行うための態勢」が構築されたと判断するものではありません。また、警察との連携体制の構築にあたっては、監督指針案のとおりに「平素より、警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築すること」が特に重要と考えます。</p> <p>御意見等に係る点については、貴重な御意見として承ります。</p>

金融庁へ提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

NO	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>Ⅱ-1-3-2 (5) ③について</p> <p>「取引開始後に保証委託者等が反社会的勢力であると判明し、信用保証協会が求償権を取得した場合には、・・・」とありますが、これは金融機関から代位弁済を求められた時点で、主債務者が反社であると判明した場合であっても保証協会は代位弁済をしなければならないことを前提としているものなのでしょうか。</p>	<p>御指摘の箇所は、「事後検証の実施等により、取引開始後に保証委託者等が反社会的勢力であると判明し」した場合全てにおいて、信用保証協会が代位弁済し求償権を取得することを前提とした記載ではなく、あくまでも個別取引の事情に応じて信用保証協会が求償権を取得した場合の対応に係る着眼点を示したものです。</p>
2	<p>Ⅱ-1-3-2 (2) ②及び Ⅱ-1-3-2 (4) について</p> <p>信用保証協会による警察庁データベースへの接続を期待するとともに、これが実現するまでの間は、以下のとおり、継続的な取組姿勢を監督いただくような指針に変更していただきたい。</p> <p>Ⅱ-1-3-2 (2) ④4行目の「体制となっているか。」について、「体制整備に努めているか。」もしくは「体制整備に取り組んでいるか。」への変更</p> <p>Ⅱ-1-3-2 (4) 2行目の「態勢が整備されているか。」について、「態勢整備に努めているか。」もしくは「態勢整備に取り組んでいるか。」への変更</p> <p>・理由</p> <p>反社会的勢力との関係遮断は、金融機関のみならず資金調達に携わる関係機関が一丸となり取組むことで、より一層の効果が発揮されますので、警察庁が有している反社会的勢力のデータベースを信用保証協会が共有できるようなシステム構築が最も有効だと思われま。このように、現状では信用保証協会の警察庁との連携体制及び反社会的勢力との関係遮断体制が完全に整備されているとは言い難く、その一方で、データベース構築には信用保証協会、監督官庁、警察庁等の協議が必要であり、一</p>	<p>御指摘の信用保証協会に対する監督については、警察庁データベースとの接続のみをもって、「反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制」や「適切な事後検証を行うための態勢」が構築されたと判断するものではありません。また、警察との連携体制の構築にあたっては、監督指針案のとおり「平素より、警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築すること」が特に重要と考えます。</p> <p>御意見等に係る点については、貴重な御意見として承ります。</p>

(別紙)

<p>朝一夕に実現するものではありません。したがって、意見のとおりデータベースの接続を期待するとともに、その間の監督指針については、態勢整備の完了を監督いただくのではなく、整備への取り組み姿勢を監督いただくよう変更を希望するものです。</p>	
---	--